

成年後見制度

相談窓口を開設しました

◎成年後見制度とは…？

知的障がい、精神障がい、発達障がい、認知症などの理由で、物事を判断する能力が十分ではない方に対し、後見人等が本人に代わって財産や権利を守るなど、ご本人を法律的に支援する制度です。財産管理(不動産や預貯金などの管理、相続手続きなど)や、身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や、施設入所・入院の契約締結など)などの法律行為で不利益をこうむったり、尊厳が損なわれたりしないように、法律面から支援する制度です。

◎中核機関の機能

広報

成年後見制度に関する講演会や研修会などを開催し、制度の周知を行います。

相談

ご本人やご家族、ケアマネ、施設職員など、様々な方から成年後見制度に関する相談をお受けします。

利用促進

成年後見制度が必要な方にとって、どのような後見人が必要か検討を行います。また、地域における成年後見人の担い手の育成に向けた取り組みを行います。

地域連携ネットワーク構築

成年後見制度が必要なご本人、ご家族、支援関係者を繋ぎ、ご本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うためのチームづくりを行います。

◎こんなお悩みありませんか？

- ・成年後見制度について知りたい
- ・お金や財産の管理に不安のある利用者がいる
- ・障がいのある子の将来が心配…
- ・悪徳商法に騙されないか不安…
- ・身寄りのない高齢者の入院や入所はどうする？



ぜひご相談ください
不安な点や問題について
一緒に考えていきましょう



さくら市社会福祉協議会 さくら市成年後見センター (中核機関)

〒329-1412

さくら市喜連川 904 番地

TEL : 028-686-2670

FAX : 028-686-2423

(月)～(金) 8:30～17:15

※祝日・年末年始を除く